令和７年度　県職員の勤務条件に係る交渉概要

１　交渉団体
岡山県職員共闘会議
（岡山県職員労働組合、岡山県企業局労働組合、岡山県教職員組合）

２　交渉日
第１回　令和７年10月28日（火）
第２回　令和７年11月４日（火）
第３回　令和７年11月13日（木）

３　主な交渉項目及び交渉結果
(1) 岡山県職員共闘会議からの主な要求内容

項　　目	要　　求　　内　　容
給与	・　令和７年度の給与改定に当たっては、岡山県職員共闘会議との十分な交渉・協議、合意の上で行うこと。 ・　月例給については、公民較差を完全に埋める給与改善を図ること。 ・　交通用具使用者に係る通勤手当について、支給額を引き上げるとともに、全ての駐車場等を支給対象に含めること。
休暇制度	・　健康管理休暇の対象期間及び対象者を拡大すること。 ・　家族休暇の取得日数及び取得要件を拡大すること。

(2) 主な妥結内容

項　目	内　　容
給与	・　令和７年度の給与改定(月例給、期末・勤勉手当、通勤手当等)について、人事委員会勧告のとおり実施する。
休暇制度	・　健康管理休暇の対象に、満60歳に達した職員を追加する。 ・　家族休暇の対象に、子が在籍する学校等以外の学校等が実施する進路選択や入学準備に係る行事に出席する場合を追加する。

(3) 要求に係る主な論点

県共闘会議の要求・主張の内容	県当局の回答・説明の内容
・　現行の健康管理休暇は満30歳、40歳及び50歳に達した職員が対象だが、定年引上げを踏まえ、満60歳に達した職員も健康管理休暇を取得できるようにしてほしい。	・　健康管理休暇の対象に、満60歳に達した職員を加えることとしし、令和８年１月１日から施行する。
・　家族休暇について、子が在籍する学校が実施する行事への出席は対象となっているが、在籍校以外で開催される進路説明会等への参加も対象としてほしい。	・　家族休暇の対象に、子が在籍する学校等以外の学校等が実施するオープンスクールや入学前の説明会等に参加する場合を加えることとし、令和８年１月１日から施行する。